

戦国期における荘園村落と収取

田中倫子

【要約】 永正四年（一五〇七）の上久世庄算用帳は、京都近郊の上久世という一つの荘園を分けあって展開する、荘園解体期の荘園領主東寺の支配と、当該地へ勢力を浸透させつつある武家給人の支配とを具体的に示すという点で希有の史料である。本稿は、同帳の分析によって、東寺・武家給人双方の収取の実態を明らかにし、あわせて上久世農民各層の動向をさぐるうとしたものである。まず、同帳の作成者・作成時、目的を検討し、同帳の性格を明らかにした。次いで、収取の分析により、東寺支配の衰退を見、一方で武家給人支配がほぼその実をあげているのを見た。武家給人の収取は、荘園領主の本年貢・公事と名主得分を一括して把握しており、独自の収取形態を生んでいた。また、算用帳作成者である寒川氏と侍衆・百姓との関係の諸側面が、算用帳の中で散見された。

史林 六一巻六号 一九七九年十一月

はじめに

本稿の目的は、戦国期における京都近郊の荘園村落の実態を、収取の側面から明らかにすることである。それは、荘園領主支配の解体を膝下荘園で見ることに加え、武家の当該地支配が、荘園村落を組込んでどう進展するのか、あるいはそれらの領主側の動きと関連して、村落各層がいかなる動向をとるのかを展望しようという意図に基いている^①。以上の意図に恰好の素材となるのが、荘園領主の支配と武家の支配とが一つの荘園を分割して併存した山城国乙訓郡上久世庄である^②。東寺領上久世庄は、田島合わせて約六〇町の規模を持ち、一円性を持った典型的膝下荘園であった。ところが文亀元年（一五〇一）同庄の約半分を占める公文寒川氏の名主職所有地が、細川政元政権によって没収され、公文分は東寺の手を離

れ武家の支配下に置かれることになった。以来、戦国期の大半にわたって、上久世庄は東寺と武家給人の支配地に分割されたのである。^③

さいわい、同庄史料中に、全庄にわたる田畠・名請人・負担・算用を記した永正四年(一五〇七)分の、「上久世庄算用帳」^④が伝わっており、この帳簿によって、東寺・武家給人双方の収取の実態を知ることができる。本稿では同帳の分析を中心に、前述の課題に迫りたい。(以下「上久世庄算用帳」を算用帳と略記する。)

① このような意図に基き、以前に上久世庄を取上げて若干の推測を述べた(「戦国期における荘園村落と権力」『日本史研究』一九三・一九七八年)。本稿は旧稿で前提としながら、紙幅の関係上要点のみに止めなければならなかった収取についての分析である。

② 上久世庄関係の論文については、上島有氏『京郊荘園村落の研究』(一九七〇年)一五～一七頁に詳しい。

③ この間の事情については、前掲註①拙稿参照。

④ 東寺百合文書『三九〇四二』以下同文書を東百と略記する。なお、全文が宮川満氏『太閤検地論 第三部』(一九六三年)に収められている。永正四年「上久世庄算用帳」についての論及は比較的多く、乏しい戦国期上久世庄研究の中心をなしている。永原慶三氏「荘園解体期における農民層の分解と農民闘争の形態」(『歴史評論』四四・四五・一九五三年)後に『日本封建制成立過程の研究』一九六一年に所収)、上島有氏「庄園制解体期の山城国上久世庄」(『史林』四二―二一九

五八年)、宮川満氏『太閤検地論 第三部』(一九五九年)、安良城盛昭氏『太閤検地と石高制』(一九六九年)、上島有氏『京郊荘園村落の研究』第九章(一九七〇年)があり、上島氏の著書の書評という形ではあるが、須磨千頌氏の独自の見解もある(『史学雑誌』八〇―二一九七一年)。永原・宮川・安良城氏は、算用帳分析から主として戦国期村落における農民の階層構成や土地保有を説明されようとしている。しかし、三氏とも同帳作成の背景をなす細川政権による上久世庄公文分没収を全く考察されていない。上島氏は、個別荘園研究の一環として、武家の公文分支配という状況下の戦国期上久世庄の実態を示す史料として算用帳を分析された。従って、算用帳作成の背景や伝存事情、性格や内容の詳細な分析がされている。ただし、拙稿で明らかにしたように、氏の武家の公文分支配の意味付けには異論がある。これらの先学の論考については、以下該当箇所て援用あるいは検討させていただくことにする。

第一章 算用帳の性格と内容

第一節 算用帳の成立とその性格

東寺百合文書中に現存する永正四年(一五〇七)「上久世庄算用帳」の表紙と奥書は、次の如くである。

〔表紙〕
「上久世庄算用帳」

永正四年分
寒河所進帳」

〔裏表紙〕
「永正八年辛十月廿三日以寒河修理進家光本帳写之草」

于時奉行真海」

ここに見られる通り、現存の算用帳は、永正八年(一五一一)に寒川氏の所進帳を東寺の奉行が書写したものであり、東寺の手によって作成されたものではなかった。^①算用帳が東寺に渡った事情は、次の史料によって明らかになる。

上久世庄内公文徴納之年貢者未落居之間先聞之、他所名主之年貢事百姓令無沙汰有名無実之處、上久世公文寒河修理進家光申子細、

御代官被仰付者令調法年貢米公事錢等可寺納候由、以下久世公文孫太郎弘之望申問、令披露之處、然者可申合候由衆儀之間、自

十一月始頃以公文所及度々令調法、仍寒川古張一帖永正四年算用狀令出帶、為寺家忠節進之旨、件一帖写留予写之、為未來龜鏡久世方箱ニ納

之、又折帑一枚注タル百姓交名有之、同納之(後略)^②

文亀元年(一五〇二)細川政元政権による公文保有地の没収により、同地に対する領主権を否定された東寺は、同地が負担すべき東寺分年貢「公文徴納之年貢」返還を八方手をつくして要求していたが、成果はあがらなかった。^③加えて、没収の影響で、東寺支配下に残った庄地「他所名主分」^④(寺家分とも呼ばれる。本稿では以下東寺分と呼ぶ。)でも、百姓の年貢等未進が重なり、東寺支配は大きく揺がされていた。そこで永正八年、かつての公文代寒川家光は、東寺分年貢等寺納の促進を条件に東寺分の代官職を望み、改めて代官として庄務に関与するようになった。その際に寒川家光は、永正四年算用状と呼ばれる古帳一冊と、百姓交名の折紙一枚を東寺に進めており、それらは奉行の手で筆写され東寺に保管されたのである。

ところで、算用帳は同年の引付の別の箇所では「上久世庄田地百姓交名帳」とも呼ばれている。^⑤このような同帳の内容は、東寺による田地百姓の再把握を可能とするものであり、この帳簿の入手が、永正八年の東寺分支配再建を具体的に支

える一つであったと考える。

では、算用帳は誰が、いつ、どのような目的で作成したものでしょうか。

寒川家光が持参した算用帳は「寒川古張」「寒川修理進家光本帳」であり、署判・奥書等も、先に引用した真海の奥書以外になく、寒川の原本と考えてよからう。また、同帳作成には全庄にわたる田畠百姓の把握が必要であり、この点からも公文代として長年庄務に関与してきた寒川家光が、同帳の直接の作成者と考えられる。

次に、同帳は永正四年分の算用帳であるが、作成されたのはいつだろうか。算用帳に記された年貢納入の日付は、永正四年一月一二日が最も新しく、以後の書入れと見られる記載はごく少い。従って、算用帳は永正四年一月一二日までの算用を基本的内容とし、同年末か五年にしても早い時期に作成されたと考えてよいと思われる。^⑦

第三に、算用帳はどのような目的・事情のもとに作成されたのだろうか。すでに同帳の作成については、東寺によってではなく、寒川家光が波々伯部源次郎（公文分給人）の代官としての立場から、年貢収納に際して「公文分」「武家分」「寺家分」「東寺分の区別を明らかにするために作成したという上島有氏の見解がある。^⑧しかし、「田地百姓交名帳」の内容を持ち算用帳と呼ばれる帳簿は永正四年分の一冊のみであり、氏の見解では、この帳簿がなぜ永正四年という特定の時期を対象とし、算用帳という独自の形態をとったのが明らかでない。

まず、永正四年という時期はどのような時期であり、その時点での寒川家光の位置はどうだったのかを見よう。

永正四年は、六月に細川政元が香西氏・薬師寺氏を背景とする養子の澄之に弑され、政元政権が崩壊した年である。八月には澄之が討たれ、阿波の国人勢力を背景とするもう一人の政元養子澄元が家督を継ぐが、翌年四月には澄元を逐って細川高国が政権の座についた。この事態の中で、上久世庄公文分給人波々伯部源次郎は政元暗殺時に死亡し、その跡は父因幡守に受継がれた。相続の時点は永正四年中と考えられる。^⑩

このように、永正四年は公文分支配者の交替期であった。永正四年後半から翌年にかけて政情は流動的であり、新給人

波々伯部因幡守は腰を落着けて公文分を支配することはできなかつたと考える。そこで代官が必要となり、寒川家光はその適任者であった。

家光は文亀二年（一五〇二）の公文分における給人支配体制の成立以来公文分代官であったが、永正元年（一五〇四）公文分が波々伯部源次郎に与えられた際に代官を罷免されている。^⑩以後寒川家光の足跡は、公文分のみならず東寺分からも消えてしまう。そして再び姿を見せるのが永正四年の算用帳である。家光は、永正四年の政権交替・給人交替を契機として庄内での勢力挽回をはかり、永正元年の代官罷免以後の空白を埋めるために算用帳を作成し、在地の再把握に努めたと考えられる。^⑪

このように考えれば、算用帳が一方で「田地百姓交名帳」と呼ばれる土地台帳類似の形態を持ちつつも、永正四年分の算用を記し、そのために算用帳と名付けられるという事情も、田島百姓及び負担の把握という家光の目的と、永正四年分の収取実現という家光に課せられた現実的課題とによって説明することができよう。また、同帳が東寺分をも合わせた内容になっているのは、家光が公文分での失地回復と同時に東寺分においても公文代としての地位を回復しようとしたことを示している。

ただ、算用帳が支配者側の意を受けて、給人へ提出される田島百姓の指出類の準備として作成された可能性は想定しておかなければならない。^⑫政権及び給人交替期にあたり、波々伯部因幡守がその知行の正当性を示すために、上部機関に知行目録を提出して安堵を受けたと考えることはできるし、あるいは同様の目的で家光が因幡守に目録を提出したことは十分考えられる。しかしその場合でも、算用帳がそれだけのために作成されたのではないことは、東寺分の記載及び算用部分の存在によって明らかである。やはり、算用帳そのものについてみれば、先に見たような家光の私的な帳簿であると考えた方が適当であろう。

以上のような作成事情から、算用帳の内容について次の限定を付けることができる。まず、算用帳は現実の重層的な土

地保有状況を直接に示すものではなく、あくまで家光の立場から、名請人を通じての在地把握及び現実の収納状況の把握を第一として作成されたものである。また、算用帳は検注等の権力による従来の土地保有や収取の改変に際して作成されたものではなく、むしろ現状の確認という性格を持っている。そして、現状とは、永正四年の政変後の忽々とした時期に支配方式の大幅な変更がなされたと考えられない以上、それ以前の細川政元政権下の給人支配、少くとも波々伯部源次郎の支配を反映したものと考えられる。

従って、算用帳分析の主要目的は、武家給人・東寺双方の支配下にある上久世庄の収取を、寒川家光を通じた部分について明らかにすることであり、分析を通じて武家給人・東寺の支配を考えることである。算用帳が全庄を対象としていることにより、名請人の土地保有や階層性も一定程度窺えるが、その場合には前述した算用帳の性格から慎重でなくてはならず、本稿では考察の対象とはしない。^④

① この点及び算用帳が東寺に伝わった事情については、上島有氏『京郊庄園村落の研究』第九章第一節に詳しい。

② 東百ね 鎮守八幡宮供僧評定引付 永正八年月日不詳矣。以下同引付を鎮守引付と略記する。傍線は田中による。以下傍線・傍注・傍点
は田中による。上久世庄は東寺鎮守八幡宮領であり、同宮供僧の評定により庄園係諸事の決定がなされた。鎮守引付はその評定の記録である。

③ 拙稿「戦国期における荘園村落と権力」（『日本史研究』一九三）参照。
④ 「他所名主分」とは本来庄外居住の名主分という意味であったが、公文分没取後は公文分以外の他の名主分という意味でしばしば使用されるようになる。この場合は後者の意味である。

⑤ 公文は寒川惣領家であるが在庄せず、一族が公文代として在庄し職務を行っていた。家光は正式には公文代であるが自らは公文を名乗り、東寺や農民も日常的には家光を公文と呼んでいた。なお、上島氏前掲

書第七章第一節参照。

⑥ 東百ね 鎮守引付 永正八年月日不詳条に「上久世庄田地百姓交名帳 大帖一帖 器帳一紙持参之閏、為後之写留置者也 予奉行之間為興隆」とある。持参したのは寒川家光である。永正八年の鎮守引付は、日を逐って書綴られたものではなく、恐らく同年末以降にまとめて記されたと考えられる。従って同一事実を別の箇所でも二重に記したものである。

⑦ 現存の算用帳は写であるため追筆の判別はできない。一部に一月一二日以後の納入を示す記載（後述）がみられるが、ごく少数でありその日付もない。

⑧ 前掲書四五三頁。

⑨ 『多聞院日記』永正四年六月二四日条他。

⑩ 因幡守の公文分知行が史料的に確認されるのは永正五年八月の東寺申状案（東百ミ八一〜九二）からであるが、永正四年一〇月、因幡守

は澄元の命によって大和攻めに加わっており、『多聞院日記』永正四年一〇月二三日条、この時には源次郎跡は澄元によって因幡守に安堵されていたのではないかと考える。

⑪ 拙稿一三・一四頁参照。

⑫ 算用帳記載の田地の中には「某ヨリ渡」とか「某跡」という註記があるものがあり、代官罷免後の田地の移動を永正四年に把握したものと考えられる。

⑬ 東百ね 鎮守引付 永正二三年二月二〇日条には、東寺の被官と

第二節 算用帳の記載様式とその意味

算用帳は終始同じ様式で記されており、次に示す一部によって全体の様式を知ることができる。

一 彦衛門分

八反くし五

分米八石八斗

二反

、二石三斗

合拾一石一斗内

三石五斗 公事米引

一斗五升 藤引

五石五升七合 公文方納

二石五斗 半濟方へ引之

一斗七合 過 延一升五合

一石七斗五升 公事本役内

一石八斗九升三合 公文方納

なる際の下久世庄中尾氏の言上として、「先年上久世ノ納帳所持候、其子細者、香西又六当國半濟之時上久世納帳段歩モ無其隠指出丹古帳在之」とある。香西又六（元長）は上久世庄算用帳作成時には死亡しており、中尾所持の上久世納帳と算用帳の關係は不明だが、参考までにあげておく。

⑭ 従来の算用帳に関する論考はむしろ名請人の土地保有や階層性の究明を主目的としており、算用部分すなわち収取の側面から分析をされたのは上島氏のみである。

二斗六升五合 過本所ノ升

同名主分

一反小

本伎四斗六升五合

四斗四升 井新

二斗三升二合 半濟方へ引之

定歹六斗七升三合 八十三 二升 寺納 八二、
寺納 二升九合 寺納

合四升九合 寺納 二

定歹六斗二升四合

猶殘二斗三升三合

一淨祐与三郎分

五反小くし五 分米五石六斗三升四合

大 、、七斗三升四合

二反 、、二石二斗

卅 長泉院分 、、二石一斗

合十石六斗六升八合 内

三石五斗 公事米引

一斗五升 齋引

三石四斗四升 公文方納

二石五斗 半濟方へ引之

歹一石七升八合

一石七斗五升 公事本役内
 二石八升八合 公文方へ納
 三斗三升八合 過ラ公文方升ニシメテ
 二斗九升一合
 定斗七斗八升七合 納
 一合

同名主分

二反 本役五斗九升二合

二反 、、老石八升

并老石六斗七升二合内

八斗三升六合 半濟方へ引之

一石三斗二升 井新

合二石一斗五升六合内

十二 八十三
 五斗一升四合 四升八合 九升

合六斗五升二合 寺納請三

歹一石五斗四合 一石三合公文方へ納
 三合敬

猶定残五斗一合

これらの例によってわかる通り、算用帳は名寄形式をとり、耕地とその負担・永正四年分の算用が記されている。各名請人の保有地は、分米負担耕地（以下分米地とする）と「名主分」と記された本役負担耕地（以下本役地とする）とに分かれていて（どちらか一方のみの場合もある）、別々に算用がされている。分米は反当一石一斗前後であるのに対し本役は三斗から五斗を標準として区々であり、分米地と本役地とは負担量に大幅な差が見られ、公事を含めた収取方式も異っている。また、負担の納入先も、分米地では公文方であり本役地では東寺（寺納）である。収取については次章で検討

表1 分米地・本役地の全体（田地のみ）

	名 請 人*	筆 数	面 積
分米地	58人	162筆	31町 4 反120歩
本役地	43人	77筆	25町 8 反 90歩
合 計	79人 (22人分 ^② 阿地 ^③ 請)	239筆	57町 2 反210歩

*伊勢講田、東西頭田、池内(地名カ)等人名以外の名請主体も、人名と同様の記載がされているので加えた。

量と考えられる。

この点を詳しく見よう。新庄衛門方分米地には次の記載が見られる。

流田
三反小 分米三石三斗三升四合

(中略)

池ノ内 (分巻)

二反小

、、二石五斗六升七合
七斗四升一合本役分田租残分新給

この二筆は算用部分の次の引物箇所に対応する。

三石三斗三升四合 流田本加共皆損

一石八斗二升五合 池内二反小加徳除之

流田三反小の分米三石三斗三升四分皆損の内訳は本加共であり、池ノ内二反小の分米二石五斗六升七合は七斗四升一合の

する。分米地本役地の全体は表一の通りである^①。

では、分米地と本役地とはそれぞれどのような性格を持った土地であり、名請人はそれぞれにどのような関係しているのだろうか^②。

前述の如く、永正四年当時の上久世庄は武家給人の支配する公文分と東寺支配の東寺分とに分割されていた。算用帳は全庄規模の帳簿であるから、公文分・東寺分の両方が記されている筈である。とすれば、分米地と本役地とは公文分と東寺分の違いを表わしていると考えられるが自然であろう。分米が公文方に納入され本役が東寺に納められていることから、分米地が武家給人支配の公文分であり、本役地が東寺支配の東寺分であることは明白である^③。本役の量は東寺の本年貢量として妥当である。また、公文分が本年貢・公事と公文の名主得分とを合わせて支配の対象とする土地であることにより、分米はかつての東寺分本年貢に名主得分を加えた

本役部分のみを納め、残りの一石八斗二升五合の加徳を新給として免除されている^⑤。ここから、分米が本役と加徳すなわち加地子とから成っていることが明確になる。池ノ内では本役は反当約三斗一升七合、加徳は約七斗八升二合である。また、西方の分米地には「一反^{落田} 加地子六斗」という記載もある。これらの加地子の量は売券類に見られる名主得分の加地子量とほぼ一致しており^⑥、分米一石余は本役と六〇七斗の名主得分から成っていたと考えられるのである。

分米地＝武家給人支配地、本役地＝東寺支配地、分米＝本役＋名主得分、本役＝東寺本年貢とした上で、次に両地と名請人の関係を見よう。分米地の名請人は、本役・公事と名主得分の負担責任者であり、その保有は名主職の下の保有である。現実には作職が得分権化し、耕作者と作職所持者が分化している場合も考えられるが、その関係は算用帳には現れない。一方、本役地の名請人は、本役・公事の納入責任者であり、「名主分」と記されるように、その耕地に対する名主職を持っていると考える^⑦。勿論、本役地内部での職の分化や得分の移動については、算用帳には現れていない。前述したように、同帳が領主によって作成された土地台帳ではなく、収納にあたった寒川家光によって作成された算用帳であった点で、必ずしも職の次元で一律な記載がされているとは限らないが、概していえば、本役地は名主職、分米地は作職次元の保有と考えられる。分米地・本役地と名請人の関係を図示すれば次のようである。

さて、ここで分米地の性格、特に名主得分の行方について補足したい。例示した浄祐与三郎分分米地には、「卅二反^{長泉院分}、二石一斗」という分付記載（傍点部）が見られる。このような分付のある田地は、算用帳全体では三〇筆計四町四反であるが、一筆三反を除いて全て分米地である。本役地の一筆にも「此本役公事錢之事ハ来年ヨリ公文方へ可下候」という註記があり^⑧、分付記載は分米地に特有の事態であると考えられる。では分付記載はどんな意味を持っているだろうか。

まず、分付記載の特徴から見て行こう。分付田は名請人の分米

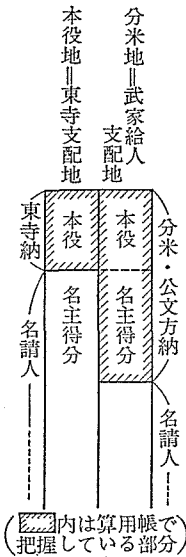


表2 浄祐与三郎分・利倉孫三郎分本役地の比較

出典	名請人	面積	本役(石)	名請人	面積	本役(石)
永正元年指出	浄祐跡	6反	2.324	利倉孫三郎方	2反	0.7
永正4年算用帳	浄祐与三郎	4反	1.672	(西方に含まれる)		
永正6年算用状	浄祐跡与三郎 「二段分米七斗四升二合長泉院分 由申」	6反	2.324 残 1.582	利倉孫三郎	1反	0.35 「此外三斗五升ハ長泉院加」

地のごく一部であり、同一名請人の分米地に複数の分付主が付くことは珍しくない。分付は人格的な隸属関係を示すのではなく、分付田を媒介とした経済的関係を示すと考えられる。分付主は、長泉院等の庄外と考えられる寺庵^⑩、大敷小太郎等の庄外者^(五筆)、五郎三郎等の百姓^(五筆)、家光手作分^(二筆)^⑪であり、庄外者の比重が大きい。分付名請人は侍衆と百姓との比率がほぼ一対二である。分付記載の有無は分米等の算用には影響しておらず、分付の有無は収納の局面では寒川家光と名請人との関係を変えていない。

次に、浄祐与三郎の例を中心に個別事情から検討してみよう。算用帳の前後に、東寺分^①本役地のみを対象として永正元年の上久世庄指出、永正六年の上久世庄他所名主分算用状^⑫が作成されている^⑬。三史料を比較すると、浄祐与三郎分と利倉孫三郎分は表二の如くである。表によれば、浄祐与三郎分本役地は、永正元年には六反だったが同四年には四反に減少し、六年には再び六反となっている。しかし、註記の如く六反分本役二石三斗二升四合の内二反分七斗四升二合が長泉院分という理由で差引かれ、結局四反分一石五斗八升二合が徴収分となった。この七斗四升二合は東寺分本役であり、長泉院分とは長泉院へ加地子を納入するという意味であろう。とすれば、二反分は長泉院へ加地子を負担するゆえに寺納分本役から差引かれたのである。永正四年の本役地が四反となっているのもこの二反が加わっていないからであり、二反分は分米地の二反^{長泉院分}として記載されていると考えられる^⑭。

利倉孫三郎方本役地は、永正元年には二反七斗であり、永正六年には一反三斗五升である。浄祐与三郎の例を参考にすれば、永正六年の「此外三斗五升ハ長泉院加」という註記は、此外一反分の本役三斗五升はその田地が長泉院へ加地子を負担するゆえに寺納分から除くという意

味ととれる。永正四年には孫三郎方分は西方に含まれているが、「長泉院加」の一反分は、西方分米地の駒白一反の長泉院分であると考えられる。

以上より、分米地の分付記載は、分付主が名請人の田地に加地子取得権を持ち、そのために本役が東寺へ納入されない部分を示すことがわかった。ではなぜこれらの加地子田の本役は寺納されず、武家給人支配下の分米地に含まれたのだろうか。

ここで、「荘外の加地子名主職所有者の加地子徴収が荘官の手を経ているとすれば」その加地子負担田は分米地に含まれていた可能性は十分であるという、永原慶二氏の見解に注目したい^⑦。分米地の分付となる加地子田は、このように加地子が家光の手を経て加地子名主に渡る部分ではなからうか^⑧。分付主は庄外者が多い点も想起される。これに対し本役地名請人となる加地子名主は、家光の手を経ず直接に耕作者から加地子を受取っていたと考えられる。分付田は、家光が加地子名主の代行をするゆえに分米地に入れられたと考えるが、永正六年の算用状に見るように、東寺は本役徴収は放棄しながらも分付田を東寺分に入れている点は注目される。

以上の分付記載の検討により、分米地の性格を次のように規定し直したい。分米地は、没取前の公文が名主職を持つ田地が大半を占め、家光が庄外加地子名主等の代行をする田地を含むものであった。分付田は加地子の行方について他の分米地と区別されるが、収納の局面での名請人と寒川家光との関係及び本役の方については他の分米地と同様である。そして、東寺は分付田を公文分とは認めていないが、公文分没収以後武家給人の支配が続くなかで、分付田を含めた新しい公文分のまとまりが形成されて行ったのではないかと考える^⑨。

① 分米地は全て田地である。本役地には畠が五筆あるが面積が記されていないので除外した。以下考察の対象は田地に限定する。

② はじめに註④にあげた先学の見解は、本役地についてはほぼ一致している。すなわち、本役とは本年貢であり、本役地とは東寺が本年貢

・公事を取取る土地である。名請人は名主職所有者（永原・安良城・上島氏）、あるいは名主的（地主的）占有者（宮川氏）である。

分米地については大きく見解が分かれている。永原・宮川・安良城、説では東寺が本年貢・公事に加えて加地子を得る地とする。永原氏は、

庄外の加地子名主の加地子徴収が庄官の手を經ていたとすれば、その部分は分米地に含まれていたと推測されている。分米は本年貢十加地子であり、名請人は作職所有者（永原・安良城氏）あるいは作人の占有者（宮川氏）である。上島氏史林論文もこの解釈である。

上島氏を除いて、武家の公文分支配という背景を等閑視されたためにこのような解釈をされたと考えられる。中世後期における東寺関係者の加地子名主職集積は周知の事実である。しかし、このことを以て直ちに東寺が本年貢ではなしない剰余の吸収を囿つたものと評価することはできない。この点は夙に、永原氏（前掲論文）、熱田公氏（書評）上島有著『京郊庄园村落の研究』『史林』五三一六（一九七〇年）の指摘がある。そして、分米地三〇余町分の加地子名主職を東寺関係者が集積したという点の実証は、現存の売券・寄進状類によっては不可能である。現存の売券類記載の田畠を合わせても、分米地の二割にも満たない。また、売却・寄進先は西院御影堂が多く、鎮守八幡宮に売却・寄進された田畠は僅かである。

一方、上島氏著書では、分米地は東寺が年貢・公事を一括收取した「職の分化」のない土地であったが、公文が收取の責任を負っていたために、公文分として武家による「押領」をうけたとされる。そして分米とは公事地では本役十公事相当分、無公事地では本役十公事相当の増徴分で、武家の増徴意図を反映し機械的に設定されたものであり、名請人は基本的には直接耕作者であるとされた。須磨氏は、上島氏著書の書評という性格上算用帳分析を主にされたわけではないが、分米地は主に公文給を中心とする一色田から成り、公文分没収前から本役と名主得相当分（公文得分）を負担した土地とされている。

以上の諸見解に対する私見は本文に示す。

③ 上島氏前掲書四八三頁参照。

④ 公文分の形成過程とその性格については拙稿参照。

⑤ 加徳の数字は、計算上一石八斗二升六合となるべきだが、本文のように考えて差支えないと思う。加徳を給分として与えられている例は新左衛門方のみである。新左衛門方は寒川宗光である。宗光は寒川家光の一族で武家被官でもあり、上久世庄では家光の代官的役割を果たす一方、庄内有力侍衆の一人として家光とは対立する動きも見せる。算用帳によれば庄内で第二の土地保有をしており、公文分没収後の家光の拠所の一つであった。

⑥ 上久世庄売券類に見られる加地子畠については、上島氏前掲書第五章参照。

⑦ ここでの名主職は、旧名体制下のそれではなく、庄地一片毎に分割された得分取得等の諸権利及び本年貢・公事納入等の義務を指す。

⑧ この点で、保有次元から見た算用帳記載の庄地の構造については、前掲註②の永原・宮川・安良城氏の見解に近い。三氏の見解は公文分没収という背景を等閑視されているが、当該期当該地域の一般的な「職の分化」状況や土地保有構造を踏まえたものとして十分生かされるべきであろう。

⑨ 弥次郎方分本役地。

⑩ 長泉院（一〇筆）・安養寺（六筆）・蓮花寺（二筆）である。長泉院は一五世紀初期から上久世庄に名主職を得ている。梅谷繁鶴氏「京都の初期時衆（上）市屋派のことなど」『藤沢市史研究』一〇）によれば長泉院は七条金光寺の塔頭である。

⑪ 家光手作分は二筆一反大である。手作といっても家光が名請人の下の耕作者であるとは考えられず（名請人は弥太郎）、他の分付主と同様に理解してよいと考える。

⑫ 名請人は某方分と某分という区別があり、某方は利倉・和田等の姓を持つ侍衆である。なお上島氏前掲書第九章第二節参照。侍衆の分付主が一例（分付主は庄外者）を除いて全て寺庵である点は注目される。

侍衆と寺庵との分付関係は、単なる経済的側面だけでは解釈しきれず、政治的・宗教的側面をも考慮する必要がある。

⑬ 『教王護国寺文書』二二五四 永正元年二月二十六日。以下同文書を教王と略記する。

⑭ 東百を一四上

⑮ 三史料を比較した名請人・面積・本役の一覽表は、上島氏前掲書第 四九表である。

⑯ 六反分本役から長泉院分二反本役を引くと表の如く一石五斗八升二合であるが、算用帳の四反分本役は一石六斗七升二合である。この点

若干疑念が残るが、誤記あるいは計算違いとも考えられる。

⑰ はじめに註②論文叢書四五七頁。

⑱ 公文は一五世紀には加地子名主の代行として作人の決定や本年貢・加地子等の徴納事務を行っていた（東百ニ六六〇六八 上久世庄公文 真板慶貞預分下地得分進進状 永享六年二月一日）。

⑲ 加地子田が両地のどちらに記載されるかについては、加地子納入の経路のいかんと共に、加地子取得を誰が保証するかという問題が含まれるが、ここではこれ以上展開する準備がない。

第二章 算用帳にみられる収取

第一節 分米地——武家支配地の収取

本節では、武家給人の収取が、公文分没収前の東寺の収取や公文の名主得分取得状況をどのように継承しあるいは改変しているかという点に注目して、分米地における収取を分析する。

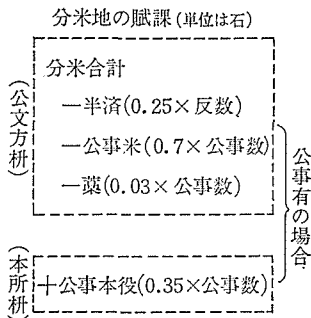
まず、分米地収取の実際を、以前に示した（七〇九頁）彦衛門分と浄祐与三郎分の例で見よう。

彦衛門分は八反と二反の二筆から成っており、八反の分米が八石八斗（反当一石一斗）二反の分米が二石三斗（反当一石一斗五升）の計一一石一斗が基本的な分米負担である。八反に公事（「くし」）五が懸るので、分米合計から公事米三石五斗（公事一につき七斗）と藁一斗五升（公事一につき三升）が引かれる。そして公文方へ五石五升七合が納入された。半済分二石五斗（反当三斗五升）は公文方納からではなく、分米合計から引かれている。以上を整理すると、分米合計（11・1石）から公事米（3・5石）藁（0・15石）半済（2・5石）を引いた量が、彦衛門がここで公文方へ納入すべき量（4・95石）である。これに対し五石五升七合が納入され、一斗七合の過上がでた。過上分を他の枿で計量すると延が一

升五合出て他の升では一斗二升二合となる。ここまですが分米に関する算用である。公事田があるために、この他に公事本役一石七斗五升（公事一につき三斗五升）が賦課される。これに対し一石八斗九升三合が公文方へ納入されたので、一斗四升三合の過上となる。この公事本役分の過上と先の分米分の過上（他の枀で一斗二升二合）を合計したのが、彦衛門分米地全体での過上二斗六升五合である。この数字は「本所ノ升」で計量と註記してある。よって、公事本役は「本所ノ升」計量であり、分米分で見ただけの枀というのは「本所ノ升」であり、分米計量枀と「本所ノ升」は異なることがわかる。浄祐与三郎の分米地は、五反小（反当分米一石五升六合）大（反当一石一斗）二反（反当一石一斗）二反（反当一石五升）の四筆であり、公事は五反小に五つ懸っている。分米合計は一〇石六斗六升八合であり、ここから公事五つ分の公事米三石五斗、藁一斗五升と一町分の半済二石五斗が引かれる。従ってここで公文方へ納入すべき量は四石五斗一升八合であるが、三石四斗四升しか公文方へ納入されなかったのが、一石七升八合の未進となる。ここまですが分米に関する算用であり、彦衛門分と同様に分米計量枀が使用されたと考える。一方、公事本役一石七斗五升に対しては二石八升八合が公文方へ納められ、三斗三升八合の過上となった。この部分は「本所ノ升」計量であるが、「公文方升ニツクメ」と過上は二斗九升一合となる。これを先の分米分未進一石七升八合に加えると、浄祐与三郎分米地全体では七斗八升七合の未進となる。よって、分米計量枀は、「公文方升」と呼ばれたことがわかる。未進七斗八升七合は後に弁済されたのか「納」とある。^①

ここに引用した二人の分米地には見られないが、他に僅かながら分米部分で神楽米・井免・流田等の引物がある名請人もいる。

以上から、分米地の収取方式をまとめてみよう。反当一石一斗前後の分米を基本的負担とし、ここから公事の有無に係らず反別二斗五升の半済が引かれる。公事付田ではこの他に、公事一につき公事米七斗、藁三升が分米合計から引かれ、公事本役として三斗五升が徴収されている。分米関係部分の計量は「公文方升」で行われ、公事本役部分は「本所ノ升」で行われている。納入先はいずれも公文方である。図示すれば次の如くである。



つ 武家給人の支配の性格を見るために、A 分米斗代、B 枘、C 公事の三点から分析を進めたい。

A 分米斗代^③

分米が東寺本年貢と比較して高斗代であるのは、本年貢と名主得分を合わせているからである。その上でなお、一石一斗代が武家権力によって機械的に設定されたという説は成立しうる。そこで、没収前に比較しての一石一斗代の増徴の度合、算用帳における一石一斗代の量的比重、一石一斗代地の特徴等の点から、武家権力による斗代設定説の当否に迫り、分米斗代の性格を検討したい。

第一に、一石一斗代は公文分没収以前の本役と名主得分の合計に比較して高斗代であろうか。一四・一五世紀の売券類によって本役と名主得分の合計を見れば、表三の如く、枘の違いを考慮しても多くは一石から一石二斗程度であり、一石一斗代は以前に比して増徴されていると一般的にいうことはできない。

第二の問題は、算用帳分米地での一石一斗代の量的比重である。表四は分米地一筆毎に反当斗代を算出し、その斗代毎に筆数と合計面積を出したものである。一石一斗代地は合計八二筆(全体の五〇・七%) 一二町二反(同三八・八%)に及

次に負担の内容と武家給人支配との関係について考えたい。既に、算用帳の収取について詳細な分析を加えられた上島氏は、分米地では武家の手によって増徴策が断行され、「古い庄園領主の収奪体系」に対する「新しい武家の収奪体系」が成立していたとされている。そして、「新しい武家の収奪体系」の中心は、かつての東寺本年貢に異なる高い分米であり、公事田では本役・公事が一括されて分米となり、無公事田では公事相当が増徴され、公事田・無公事田共に「少数の例外」を除いて分米は反別一石一斗に機械的に設定されている等の点を指摘されている。上島氏の見解は、武家支配の性格や荘園制との関係を考える上で大きな意味を持っている。以下本稿では氏の見解を検討しつ

表3 15世紀の本役と名主得分合計量

年月日	面積	負担内訳	反当負担	橋	公事の有無	出典	
永和 2.11.20	1 反小	本+名	0.9435	上久世八合	有	な16~22	
〃	大	〃	1.275		〃	無	〃
〃	1 反	〃	1.15		〃	有	〃
〃	1 反	〃	1.08		〃	〃	〃
明德 2.12.6	3 反	〃	1.2	納 升	無	『東寺』を42	
〃	2 反大	〃	1.099		〃	〃	〃
〃	1 反	〃	1.174		〃	〃	〃
正長 2.4.18	1 反	〃	1.1		〃	有	よ1~4上
永享 6.12.11	3 反	〃	0.8	九合五夕	〃	㊦66~68	
〃	1 反小	〃	0.9		〃	〃	〃
〃	大	〃	1.0		〃	〃	〃
文安 5.12.15	2 反	(本名)	0.324		〃	〃	カ29~40
〃	〃	〃	0.9	〃	〃	〃	
文安 6.1.12	1反30歩	(本名)	0.323	橋	有	㊦46~50	
〃	〃	(本名)	0.5538		〃	〃	〃
宝徳 2.2.27	1 反	(本名)	0.324		〃	有	よ1~4上
〃	〃	(本名)	0.7		〃	〃	〃
康正元.12.27	1 反	(本名)	0.4	橋	有	よ1~4上	
〃	〃	(本名)	0.7(0.889)		〃	〃	〃
寛正 4.12.15	6 反	(本名)	0.37	橋	有	㊦28~38	
〃	〃	(本名)	0.6(0.7233)		〃	〃	〃

- 本表は本役と名主得分が共にわかるもののみをあげた。
- 負担内訳の本は本役、名は名主得分である。
- 本+名とあるのは同一の橋で計量され一括して出てくるもの、本と名と分けたものは橋が異なるか、同一と判断しえないものである。
- 桁欄の諸桁は上久世庄斗と異なるものである。()内は上久世庄斗計量。
- 公事有の中には、夫役・公事銭以下を負担するものから仏事銭10文のみのものまでである。
- 出典は『東寺』以外は東百である。

ぶ。これは、二番目に多い一石代地が、筆数で一八・〇%面積で一三・六%であるのに比較する時、いかに大きいものであるかがわかる。ただし、一石一斗以外の斗代地は分米地の半数を占め、「少数の例外」ではない。このように、数量的に見ると一石一斗代地は一応の基準性をもつが、これだけでこの斗代が権力によって機械的に設定されたとすることはできない。

表四に見るように、分米地の殆どは九斗代から一石二斗代の範囲に収まっている。これら斗代の多様さ、不整序は、これらが権力によって操作され設定されたものというより、公文分没取前からの負担の不均等、公文と名請人との個別事情を反映したものであることを示すのではないだろうか。④

第三に、一石一斗代地を中心に、斗

表4 分米地の算出斗代

斗代	筆数	面積合計
石		反歩
0.55	1	2,000
0.6*	1	1,000
0.609	1	1,240
0.636	1	2,120
0.75	1	0,240
0.9	6	8,120
0.95	3	5,000
1.0	29	42,240
1.02	2	21,120
1.025	1	2,000
1.03	2	19,120
1.033	1	3,000
1.038	2	22,240
1.05	8	11,240
1.056	1	5,120
1.06	5	11,000
1.063	1	3,000
1.075	2	4,000
1.08	1	3,240
1.09	3	7,000
1.1	82	122,000
1.12	1	3,120
1.13	1	2,120
1.15	3	5,000
1.2	2	2,000
1.3	1	2,000
合計	162	314,120

* 落田加地子のみ

表5 筆数の多い斗代地
の一筆平均面積

斗代	筆数	一筆平均面積
石	筆	反歩
1.1	82	1,175
1.0	29	1,169
1.05	8	1,165
0.9	6	1,135
全体		1,338

代別の田地の特徴を見よう。筆数の多い上位四つの斗代の一筆平均面積を示したのが表五である。これによると、筆数の多い一石一斗、一石等の斗代地は一般に小規模であることがわかる。次に名請人に注目すると、侍衆の保有地は筆数で全体の四一・四%を占めるが、一石一斗代地では三一・七%であり、一石一斗代地に比較的少いといえる。逆にいえば、分米地には寺庵保有地が二筆しかないから、百姓保有地には一石一斗代地が多いといえる。これらから、一石一斗代地は小規模田が多く、百姓保有地に多いという大雑把な傾向を掴むことができた。ただし、この傾向は、一石一斗代地に特有なものではない。

このような一石一斗代地の特徴は、権力による一石一斗代の機械的設定という事態によって説明されるだろうか。むしろ、斗代の多様性と同様に、公文分没収前の状況の中から説明できるのではないだろうか。没収前の公文保有地は、幕府による安堵の対象として相伝されてきた公文給の部分に加え、一五世紀後半の農民層分解^⑤の中で吸収された部分があった。前者には有力侍衆が特権的に請負っていた田地が含まれており、侍衆の名請地はこちらの部分に比較的多かったと推測される。後者は、本年貢未進の肩替りを契機とする没落農民からの職なし田地そのものの買得部分である。従って、後者には一般に小規模田が多く、斗代も買得の諸事情によって一石一斗代に整えられる可能性が強かったのではないだろうか。このようにして、一石一斗代の小規模田は百姓の保有地に多く見られるようになったと考える。一石一斗代地の特

徴を見る限り、斗代の機械的設定を示唆するような画一性ないし法則性は見られない。

以上、斗代の検討によって、分米地の斗代は権力の増徴意図により従来の斗代を大幅に変更し機械的に一石一斗に設定されたものというより、従来の本役十名主得分の量をほぼ継承した不均等なものであるという結論に達した。その中で多い一石一斗代は、本役十名主得分の一般的な量であったと考える。^⑦ただし、寒川氏の側で、公文分没収以前から一石一斗に斗代を整えようとした可能性はあり、その場合には公文分没収はよい機会となったと想像しうる。けれどもそれは、権力の増徴意図に基く機械的な斗代設定とは別物であり、先の結論の枠内を出るものではない。

武家給人とその背後の細川政権は、被官である公文の闕所にあたり、公文の名主得分のみならず、本来徴収権を持たない荘園領主の本得分までを分米として一括徴収することはなしたが、分米については斗代から見限りそれ以上の大幅な収奪改革を加えるまでには至らなかったといえる。

B 枧

年貢収取のための枧は、領主権の象徴であり、斗代と共に収取をめぐる領主農民関係の焦点をなし、たやすく改変しうるものでも、一般農民が軽々に所持できるものでもなかった。^⑧ここでは、分米地で使用されている「公文方升」と「本所ノ升」の二つの枧と武家給人との関係を考えることによって、給人支配の内容を窺いたい。

最初に、上久世庄で永正以前に使用された枧と、算用帳の二つの枧とのつながりから検討して行こう。永正四年以前に上久世庄で使用された枧を、管見の範圍の売券類から抜出したのが表六である。本年貢計量枧は「寺家升」「東寺納升」等と呼ばれており、いずれも年貢収取用の東寺の上久世庄斗のことと考えられる。^⑨南北朝後期からは名主得分を計量する枧が見えており、換算率のわかる限りではいずれも本年貢計量枧より容量が大きい。

では、表六の諸枧と算用帳分米地の二つの枧とはどのようなつながりを持っているだろうか。まず、「本所ノ升」（以下本所枧とする）については、本所とは分米地支配者である給人ではなく東寺を意味することは明らかであり、本所枧とは

表6 永正4年以前の上久世庄の枡

	名称	計量対象	上久世庄斗計量	下行枡計量	使用年月日	出典
	上久世庄斗	本年貢	1.00	1.16		
	下久世庄斗	〃	1.4	1.624		
1	寺家升	本年貢			応安 3.11.25	り 1~13
2	上久世八合升	本年貢(本+名)			永和 2.11.20	な 16~22
3	〃	〃			〃	〃
4	〃	〃			〃	〃
5	〃	〃			〃	〃
6	惣庄本升	名主得分			応永31	り 1~13
7	納本升	本年貢(本+名)			正長 2. 4.18	よ 1~4上
8	東寺納升	本年貢			〃	〃
9	九合五夕升	名主得分			文安 6. 1.12	え 46~50
10	升	本年貢・名主得分			宝徳 2. 2.27	よ 1~4上
11	納升〔興雲庵升〕	〔名主得分〕	(1.051)	1.22	享徳 3. 6. 1	え 38~45
12	升	〃	1.27	(1.473)	康正元.12.27	よ 1~4上
13	升	〃	(1.2069)	1.4	寛正 4.12.15	キ 28~38

○(本+名)は本年貢+名主得分 []はヲ33~34 東寺法会集草案による。()は算出したもの。

○出典は全て東寺百合文書。

○7.10.12の史料は連券で枡は同一である。

東寺の上久世庄斗であると考えられる。一方、「公文方升」（以下公文方枡とする）は永正四年以前に使用された例は見にとまらない。公文方枡と本所枡の容積比は一對〇・八八〇・八六で、公文方枡一斗は本所枡一斗一升三合六夕から一斗一升六合二夕であり、公文方枡は表六の名主得分計量枡と同様、庄斗≒本所枡より大きい。しかしその容積比は、換算率の判明しているどの名主得分計量枡とも異っている。では、公文方枡は、誰によって、何を計量するために作成された、どのような性格を持つ枡なのだろうか。

結論的にいえば、公文方枡は公文分における名主得分計量枡として発生し、公文分没収前から本役・名主得分を一括計量する枡として、公文と農民（算用帳では分米地名請人となる）との間で一般に使用されていたものであり、没収後武家によって使用が強制された新枡ではないと考える。それは次の理由による。

第一に、公文方枡が権力により使用強制されたとするならば、領域的な枡の統一・増徴が目的と考えられるが、細川政権は各給人支配の内容にまで及ぶ政策を持たず、給人は農民の強い反対をおして増徴を目的とする新枡強制をなしえたと

は考えられない。また、給人が新枅を強制したとすれば、没収後の新たな賦課形態である公事本役のみが本所枅計量であることは不自然である。従って、公文方枅は没収を機に権力によって使用強制された新枅ではないと考える。

公文方枅は、その名の示す通り公文分が使用範囲であり、公文分は公文が名主職を持つ地であったこと、公文方枅は表六の名主得分計量枅と同様に本所枅より容量が大きいことを勘案すると、同枅は名主得分計量枅として発生したと考えられる。公文方枅が公文分で一般に使用されるようになる時期は、公文の諸職集積が活発になる一五世紀後半と推測される。公文方枅は永正四年以前の史料にはあらわれないが、それは、公文方枅が私枅であり、公文方枅が記される筈の公文の諸職集積を示す史料は、荘園領主側の東寺関係文書には残らないからである。

農民と公文・東寺間の納入形態の面から考えてみると、公文分の農民は本役と名主得分を負担していたが、本役は農民から東寺へ直納されるより、名主得分と共に公文へ納められ、公文が東寺へ納める形態が多かったと考える。公文分没収当初、寒川家光は細川政権の公文知行分押置命令によって百姓が公文得分のみならず東寺本役をも抑留したと東寺に報告している。^⑩この事態は公文得分と本役とが別途納入だったら起こりがたいものである。公文分では一般に没収前から農民が本役・公文の名主得分を一括して公文に納入しており、その場合は公文方枅で一括計量されたと考えられる。そして、本役と名主得分の公文方枅一括計量は、公文と個々の農民間で決定されるのであり、枅の改変も比較的容易であったと考える。

以上より、公文方枅は没収以前に名主得分計量枅として公文によって作成され、農民と公文の間で本役と名主得分を一括計量する枅として一般化していたと考える。勿論一部には農民からの本役の直納という形もあったろうが、没収を契機として、公文方枅による本役・名主得分の一括計量という形に統一されたのである。この統一は、給人の意図というより、徴収者寒川家光の意図と考えられる。ただ、没収という事態が、権力自体は改変の意図を持たない場合でも、寒川家光等の当事者にとっては、それ以前に醸成されていた事態を一挙に推進め、制度化する契機として利用しえたことは十分考慮

すべきであろう。

分米地で使用された二つの枡のうちでは、分米計量という点で公文方枡が主要な枡である。今まで考察してきた枡は、算用帳の性格から農民（分米地名請人）と寒川家光の間の使用に限定されており、給人と寒川家光の間では別に考える必要がある。この点に関しては、永正七年（一五二〇）に家光が給人に対して公文方本役を公文方枡五〇石で請切ろうと望んでおり、給人と家光の間でも公文方枡が収納の中心的な枡として機能していたことがわかる。

公文分没収を契機に、公文方枡の位置は、私的な名主得分計量升から、公的な年貢収取升へ変化したということができ

C 公 事

分米地公事の賦課形態と内容を、従来の東寺賦課の公事と比較しながら考えて行く。

まず、公文分没収前の東寺の公事賦課から概観しよう。東寺の公事賦課は、公文名・下司名の庄官名等を除いた八名の百姓名を中心に名別になされていたが、一四世紀中頃には名の解体によって公事は耕地に固定され、旧百姓名内の田地でも公事田と無公事田が形成されてくる。佃等の特殊田を除いて公事賦課の平均的内容は、一反に付人夫役年八日、草銭・仏事銭・茄子銭・職事銭を合わせた公事銭一一一文、藁八束・柴等である。この内藁と茄子銭・仏事銭は百姓名では公事の有無とは関りなく、反別一率賦課であった。^⑩このように上久世庄全体で見ると、元来無公事田と公事田があり、公事田内部でも公事のかかり方に差があり、公事負担は田地によって種々であったといえる。一五世紀に至ると、公事特に夫役の未進が多く見られ、捨公事田が増加するようになる。これらの事態に対し、東寺は夫役未進分を夫米で徴収しようとしたが、庄民の反対で必ずしもうまく行っていない。^⑪

東寺への公事米納は夫役・藁柴の未進分以外には見られないようであるが、直接負担者と名主職所有者の間では公事の米換算が行われる場合が少なくなかった。^⑫明応八年（一四九九）に細川政元が行った半済は、公事もその対象となったが、上

表7 公事の米換算

公 事	米 換 算	年 月 日	出 典
夫役(年8日)	石 0.24	永和 2. 11. 20	東百な16~22
	0.36	応永14. 12. 18	『東寺』を 85
	0.24(地下)	〃 16. 10. 23	東 百 ワ
	0.45(東寺)	〃 〃	〃
	0.0398	永和 2. 11. 20	東百な16~22
藁 (8束)	0.05	〃	〃
	0.0416	永享 6. 12. 11	東百な66~68
	0.03	長享 2. 2	東百む21~27
	0.115	永和 2. 11. 20	東百な16~22
	公事銭(111文) 夫代銭 8 111文東 藁 公事銭 8 111文東荷 藁 柴 8 12	} 0.38	応永19. 12. 7
} 0.38			天正13. 8. 17

久世庄では米に換算された公事米半済として東寺本年貢の内より引かれている。^⑤このように支配者側・農民側双方で公事の米換算が行われ、表七のような換算値ができていたと考えられる。

以上を踏まえて、算用帳分米地の公事賦課を見よう。分米地の公事賦課は、公事一について一律に公事米七斗・藁三升が、形としては分米合計から差引かれ(以上公文方斛)公事本役三斗五升(本所斛)が徴収されている。これらは東寺の公事賦課とは全く異り、公文分没収後の武家給人による新しい賦課形態である。では公事の内容についてはどうだろうか。

分米地公事は総数一〇五、公事田は五七筆一五町三反六〇歩である。公事の分布を見ると、名請人別でもなく、名請人の保有地の多少にも比例せず、特に法則性は見られない。また、一反に公事五というような極端な過重公事田も見られ、^⑥公事の分布は不均質である。公事が、公文分没収以後に武家給人によって全く新儀に賦課されたものなら、このような不均質な公事賦課は不自然ではなからうか。分米地の公事分布の片寄り、没収以前に既に形成されていた公文分での公事分布の片寄りを引継いだものと考えられる。^⑦

ところで、分米地公事数一〇五は、本役地公事数三五・五(内一は畠公事)に比較すると両地の面積差を考慮しても、明らかに多い。分米地では、給人及び家光による捨公事田の興行^⑧再賦課が行われた可能性もある。^⑨

以上より考えて、分米地公事は、公事数・公事の分布については東寺の公事賦課を基礎としており、公事賦課そのものは給人の新儀ではなかった。とするならば、公事の内容についても、形を替えてはあれ、東寺の公事が分米地公事に吸収されていると考えて差支えないのではなからうか。

ところで、分米地公事の大きな特徴は公事米・藁が分米から差引かれる点にあるが、これはどんな意味を持っているのだろうか。分米は本役十名主得分であるから、公事は分米中に含まれない。従って、公事米・藁は現物納の代償として分米から差引かれた、すなわち名請人の負担から除かれたと考えることはできない。とすれば、公事米・藁引は算用帳の記載対象となる寒川家光徴収分からの除外と考える外はない。同様に記載され分米から引かれる半済引は、名請人の負担そのものの控除を意味するものではなく、半済給人の徴収部分として寒川家光の徴収分からの控除を意味することが想起される。分米からの公事米・藁引は、支配者と名請人の間の事態ではなく、支配者内部での得分配関係の意味するのではないかと考えるのである。こう考えれば、公事米・藁の一部が公事本役として再徴収されるとは考えられない。

藁三升は東寺の藁八束の賦課の米換算であり、数量的にも従来の換算値と一致する。公事米については不明である。公事本役については、その名称から元来は荘園領主賦課の公事であったことがわかる。そして、本所枘計量であることも、それが荘園領主の賦課であり、没収以前に本所枘で計算された前例があることを示唆している。東寺の公事が公文分没収を契機として本所枘計量の公事本役という一律の新しい形態で賦課されるようになったと考えられる。ところで、東寺の公事の中心をなすのは公事銭と夫役であり、公事本役にはこの二つの公事の一方または両方が吸収されていると考えられる。量的に見ると、米に換算した公事銭も夫役も単独で、公事本役三斗五升に相当しうるが、現在のところこれ以上明確にはならない。

分米地の公事については、算用帳の範囲では不明な点が多い。ただ、東寺の公事を一部で継承吸収しながらも、公事米・藁・公事本役という全く新しい形態をとり、公事一については一律な賦課となっており、給人による公事取収の再編成がなされていた点ははっきりしている。各の公事の内容や給人の公事再編のめざした方向については、今後、給人の米・銭・夫役等への需要と、農民側での納入形態の要求・寒川氏の徴収範囲及び三者の力関係を考慮して解かれなければならないだろう。また公事の問題は、この地域の米・銭等の流通全体の中で、細川政権とその給人の拘えた兵糧人夫補給の問

題、農民の流通への関与の問題とも関係を持つものとして考える必要がある。

以上の外に、全耕地に半済がかけられ、反別二斗五升が分米から引かれていた。この半済分の徴収は寒川家光の権限外であり算用帳の記載範囲には入らない。この半済は、永正元年からの香西元長の半済を継承した細川澄元の半済と考えられる。本役地では文字通り本役の半分で本役の多少に依り半済分も区々なるに對し、分米地では一律に反別二斗五升である。これは、公文分支配と半済との間の交渉を物語り、細川政權の知行制内部での二者の関連を窺うことができる。

以上三点にわたって分米地取取の分析を行った。分米地賦課の特色は、従来の東寺の賦課に名主得分が加わった負担の内容や収納の慣行と、公文分支取後新しく固定されてくる負担の形式とが絡み合っていることである。そのことは、今まで検討した通り、斗代・研・公事のそれぞれに深く刻印されていた。武家給人の取取は、分米部分では本役・名主得分の一括取取を実現していたが、増徴意図に基く殊更な権力的改変は見られず、没取以前から醸成されていた事態を推進め一律化・制度化したという性格が強く、公事部分では権力的な再編成が進んでいた。しかし、算用帳の分析のみによっては不明な点も多く、武家による「新しい取奪体制」の全面的な展開という評価は下せなかった。

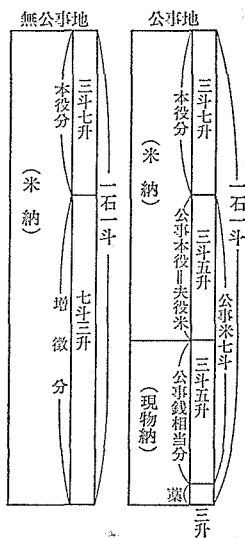
① 追記と考えられる「納」記載は、分米地では淨祐三郎の例以外に三例ある。

② 前掲書第九章。上島氏の論点は多岐にわたっているが、およそ次のようにまとめられる。

(1) 分米は「一部の例外」を除いて反別一石一斗であり、これは公文分給人波々伯部氏が増徴の意図をもって機械的に設定したものである。

(2) 分米一石一斗の中には、公事地ではかつての東寺分本役・公事が一括され、無公事地では本役と公事相当の増徴分が一括されている。

(3) 公事地では、分米一石一斗のうち、公事米七斗隨三升を差引いた三斗七升が本役として措置される。公事米・鹽の控除は、名請人が



實際上に公事（公事錢・夫役・鹽）を負担する代償として分米から引かれたのである。このうち夫役は公事本役三斗五升として再徴収

される。従って一石一斗の内、本役と公事本役計七斗二升が米納され、残りの三斗八升は別途現物徴収される公事銭・粟の代償として控除される。以上を图示すると右の如くである。

(4) 半済は一律に反別二斗五升であり、「年貢米と公事相当分を加えた分米に対する」（前掲書四六六頁）半済である。これは山城守護代香西元長の半済を継承したものである。

上島氏の見解は以下本文中で検討させていただくが、本稿で既に述べたところから、(2)については分米〓本役十名主得分であり、(3)については二種類の枡が使用されており、氏の見解には納得できない。

③ ここで検討する斗代は、一筆毎に田中が算出したものである。分米地の一筆は三町にも及ぶものを筆頭に、一反以上が一般的に見られ、現実の耕地規模を示したものでないことは明らかである。一筆の中には現実の耕地敷片あるいは数十片が入っており、分米何石何斗というのは耕地片の分米合計と考えられる。とすれば、一筆の中の耕地片の斗代が同一でない可能性もある。一方、なぜ複数の耕地が一筆にまとめられたのかという点では、斗代が同一の場合、伝来事情を共有する場合、寒川氏の耕地把握の度合等の要因が考えられる。今のところ、算用帳以外に史料を持たない以上、虚構である可能性を十分考慮しながら、算出斗代を一つの素材として取上げて見たいと思う。

④ 算出された斗代が必ずしも実態を示すといえない点は前掲註③で述べた。ただ、一石一斗代が権力によって設定されたものなら、斗代設定の際に権力は耕地をも把握した筈であり、算用帳の一筆に敷片の異なる斗代をもつ耕地が一括されるという事態は、かえって想定できないのではないだろうか。

ところで、算用帳でも一筆一反以下の場合には、当該地が条里制施行地域だったことを考えれば、現実の耕地規模をより反映し、従って現実の斗代により近いと考えられる。次表は一筆一反以下の斗代を調べ

たものである。

斗代	筆数	面積合計	
		石	反歩
0.6	1	0.6	1.000
0.75	1	0.75	0.240
0.9	4	3.6	2.120
0.95	1	0.95	1.000
1.0	15 (19.0)	15.0	12.000 (17.7)
1.02	1	1.02	1.000
1.05	5	5.25	4.240
1.09	2	2.18	1.120
1.1	46 (58.2)	50.6	40.240 (60.0)
1.15	1	1.15	1.000
1.2	2	2.4	2.000
計	79 (100)	67.24	67.240 (100)

()内は全体に占める割合(%)

表によれば、本文の分析よりも一石一斗代が多いが、全体の傾向は本文と同様である。

⑤ 上島氏前掲書第七章第三節参照。

⑥ 享徳三年（一四五四）公文遊佐氏の没落後、東寺は公文自作分五町を、有力侍衆五人に請作させている（『東寺』る五九 鎮守引付 享徳三年九月二〜二五日条）。

⑦ 土地の厚薄を考慮しなければならないが、表三の数字によっても、本文の如く考えてよいと思われる。

⑧ 宝月圭吾氏『中世荘制史の研究』（一九六一年）、山陰加春夫氏「室町初期の高野枡」（『日本史研究』一八三 一九七七年）参照。

⑨ 宝月氏は荘園において領主への年貢を一元的に計量する枡を「庄斗」とされた（前掲註⑧著書）。

⑩ 東百京三八〇目録外 寒川家光書状 文龜元年一〇月一〇日。

⑪ 東百ノ一八〇三三 波々伯部盛重書状 永正七年九月二四日。

⑫ 上島氏前掲書第四章第一・二節参照。

⑬ 東百な一一〇一五 上久世庄公文代年寄衆長日人夫請文 寛正二年二月五日、東百ソ一七〇二九 上久世庄公文代寒川光康書状 文明

一四年六月二七日等。

⑭ 東百_ニ六六_ノ六八 上久世庄公文真板屋貞預分下地得分注進狀 永享六年二月一日他。

⑮ 教王二一九九 山城國久世上・下莊年貢米并公事錢算用狀 明応九年九月二七日。

⑯ は、彦次郎分。

⑰ 上久世庄公事錢未進徴符には、公文の未進が見られ、公文分没取前に公文分保有地が公事田を含んでいたことは明らかである。

⑱ また、諸職売買の過程で、売却田の公事負担を売主の手に留めるという拔地等による公事負担の片寄りが形成されたとすれば、公文分の没落農民から吸収した部分には過重公事田が比較的多かったのではないかと考える。

第二節 本役地——東寺支配地の収取

最初に、先に引用した(八頁)彦衛門分の収取を見よう。彦衛門分本役地は一筆一反小である。本役は四斗六升五合(反当約三斗四升九合)で、ここに井料四斗四升(反当三斗三升)が加わった九斗五升が負担総量である。この内から本役の半分の二斗三升二合が半済分として別途徴収され、定残六斗七升三合が算用帳での収取対象となる。これに対して、八月一三日に二升、八月二_(イ)日(二二日カ)に二升九合、合計四升九合が東寺へ納められ、「請二」とある如く請取二枚が出された。従って未進は六斗二升四合であるが、「猶残二斗三升三合」とあるので、後に三斗九升一合が納入されたと推測できる。浄祐与三郎の場合も同様に、本役からその半分が半済に引かれ、井料が加わった負担となっている。井料については、二人の例の如く本役に加えた負担となる場合の外に、井料引替として本役から引かれている場合、井料記載のない場合も見られる。また、公事付田もあるが、分米地と異なり本役の算用には影響していない。本役地公事は公文分没取以

⑲ 一つには米売りの問題がある。上久世庄では庄民が米を売のを止めるため、公文が庄の出口に見張りを置こうと東寺に提案しているし

(東百ね 鎮守引付 長享元年九月二〇日条、久世百姓の久我の斎藤某が所司代傍輩に米を売っている(圖書寮叢刊 晴富宿禰記) 文明一〇年一月二四日条)。侍衆は別として、一般百姓の米売りは、剰余の自由な処分というよりは、借錢利子等錢貸の要求によって売らざるを得ない側面が強かったのではないかと考える。そして、売米が年貢や名主得分となるべき部分から出ていることもあったのではないだろうか。

⑳ 前掲拙稿では香西元長の半済としたが誤りで、本文の如く訂正する。なお上島前掲書四四三頁。

前と同様、公事銭・夫役・藁等の形で徴収されたと考えられる。流田・堀免等の引物も僅かながら見られる。

以上、本役地の収取をまとめると次の如くである。本役地では反当三斗から八斗程度の本役が基本的負担となり、そこから本役の半分の半済が引かれる。ここに井料が加わり、あるいは井料引替が差引かれる場合もある。公事に関する算用は算用帳の記載対象とはならない。負担の納入先は東寺であり、納入分については日付と請取数が記されている。^①

さて、本節では、A井料・B収納の実態の二点から、公文分没収後の東寺の収取を見、村落各層の諸関係の一端を窺いたい。なお、公文分没収というのは細川政権側から見た語であるので、以下東寺分の分析にあたっては庄地半減という語を使用する。

A 井 料

本役地における東寺の収取方式は、本役・公事の点では庄地半減以前と変わっていない。しかし、本役に加えて負担となる井料は、以前の算用状態には見られない。上島氏は井料は本役と共に東寺へ納められたとされたが、井料は東寺の賦課物と考えられるだろうか。考えられるとしたらそれは、庄地半減と関連を持っていただろうか。井料徴収主体の問題は、灌漑のための労働編成とも関わり、勸農をめぐる領主農民関係を大きく規定するものである。^② 算用帳本役地の井料の性格を明らかにするために、井料をめぐる東寺と農民との関係を庄地半減以前から概観し考えて見たい。

上久世庄を始めとする西岡地域では、農業用水を桂川からの引水によっており、その水路の維持や用水の分配に関して西岡一一郷の結合が形成されていたことは周知の事実である。^③ 上久世庄では用水の管理維持は、基本的に庄民の手によって行われていた。^④ そのための費用である井料は、本来名主役であったが、一五世紀初頃から、本井料三石三斗・牛瀬井料二石の東寺下行の定井料の他に、庄民の粘り強い要求によって臨時の井料下行が連年化してくる。^⑤ 他庄との協力を不可欠とするような洪水・旱魃等を原因とする大規模な灌漑整備においては勿論であるが、平常年においても、庄民の井料下行要求は秋の年貢減免闘争と深い関わりを持ち庄家の一揆として発展した。^⑥ ただし、東寺の井料下行はその年の年貢から控

除するという形を取ったため、当座の井料負担は地下側で行われた^⑨。

このように上久世庄には、東寺の下行する井料と、名主役と表現される地下側が負担する井料とがあった。本稿では後者を史料上の表現に従って庄之井料と呼ぶ^⑩。後者は、庄外名主に懸ける井料や、日常的に竹木・労働力を醸出する地下の井料等いろいろな形を取り、公文や沙汰人が中心となって配分・徴収等を行う地下側主体の井料であった^⑪。東寺の井料下行というも、秋に年貢から差引かれるのであり、現物の米銭の下行ではなかったから、いずれの井料にせよ現実の井料米銭の出納は地下で行われたのであり、この点は水利灌漑管理が地下側で行われていたことと表裏の関係にある。

以上のような一五世紀の井料の実態を踏まえた上で、算用帳本役地の井料の検討に移ろう。本役地の井料は本役に加え徴収され、あるいは井料引替として本役から差引かれる。このように、本役と絡み合った井料は、一見東寺の課役のように見える。井料が東寺の課役であるとしたら、それは庄地半減後の新儀である。しかし一方では、庄地半減後も東寺の井料下行は従来通り行われており、下行と賦課とが併行したとは考えがたい。庄地半減後に東寺が新たに井料を賦課したという史料も見られず、算用状態にも東寺の井料賦課を裏付ける記載がない。そもそも、東寺の井料賦課は従来の地下の慣行と真向から対立する。庄地半減という非常事態の中で、新たに井料を賦課すべき動機も、それをなしうるだけの力量も東寺には見出すことができない。

ところで、現実、井料は東寺へ納められたのだろうか。本役地の寺納分を見ると、本役すらその殆どは未進であり、本役と井料に相当するまたは本役より多くが寺納された例は見られない。従って、算用帳で見る限り、井料という名目の米が寺納されたことは確認できない。

井料は、納入先の如何は別として、本役と共に寒川氏の徴収対象として算用帳に記されたことは確かである。算用帳は、元来東寺への提出は想定されず寒川氏の私帳として作られたものであることが想起される。東寺の井料賦課が庄之井料慣行と一致せず、井料寺納の確実な証左もない以上、本役地井料は、東寺の課役として寺納されたものではなく、従来の地

下の庄之井料を寒川氏が徴収したものであると考える。

もう少し詳しく見よう。淨祐与三郎分では（九頁参照）、本役・井料を含めた未進は一石五斗四合であったが、一石三合が公文方へ納められ「猶定残五斗一合」となった。この公文方納の一石三合は東寺へ納入される本役とは考えられず、一石三斗三升の井料の一部として公文方へ寒川氏へ納められたのではなからうか。一方、治部分本役地は次のようになっている。

大 本役三斗六升

二斗二升井新 合五斗八升内

一斗八升 半濟方へ引之

夕四斗 未進

定残一斗八升

治部の本役・井料の未進は四斗であるが定残一斗八升とあり、この間に二斗二升が納入されたと考えられるが、納入の記載はない。二斗二升は井料分と一致する。この二斗二升は、納入量、月日、請取が詳細に記される本役寺納とは異なり、寒川氏に納められた庄之井料である可能性が強い。これらの個々の事例から見ても、本役地井料は寒川家徴収分の庄之井料であると考ええる。

では、井料引替が本役から引かれている点はどう考えたらよいだろうか。先に、東寺の下行井料は年貢から差引かれることを述べたが、井料引替とはこの東寺下行による控除分であると考ええる。東寺の井料下行は、定井料を除き、文龜年間（二五〇一〜一五〇四）には五〜一三石、永正一〇年代（一五二一〜一五二四）には七〜一一石であった。¹³ 永正四年算用帳の井料引替分は、定井料を除きほぼ五石となり量的にも妥当である。¹⁴ 東寺の下行井料の配分は地下側に任されていたが、地下ではそれを個々人が庄之井料以上に引替っていた分に充当し、その分を個々人の本役から差引くという形をとったと考えられ

表8 本役地井料の懸かり方

a. 名請人別井料記載の有無

	侍 衆	百 姓	寺 庵	計
井 料 あり	4人	7人	0人	11人
井 料 引 替	3	0	4	7
井料・井料引替共	4 (2)	2 (1)	0	6 (3)
記 載 な し	4	7 (内3は伊勢譜 田, 東西頭田)	8	19 (3)
	15	16	12	43

○井料・井料引替共の()内は、井料は算用に入れず、井料引替のみを算用に入れる者。

b. 井料の懸かり方
(aの井料あり、井料・井料引替共を対象)

	侍 衆	百 姓	計
保 有 地 全 体	1	7	8
保 有 地 の 一 部	7	2	9
	8	9	17

る。庄之井料の引替分が本役から引かれている理由は以上である。

本役地井料を以上の如く寒川氏が徴収した庄之井料とすれば、算用帳は庄之井料の徴収を具体的に示す希有な史料ということになる。井料の懸かり方を算用帳によって見よう。井料は名請人によって懸かり方が異っており、井料の懸かるもの、井料引替のあるもの、その両方のあるもの、井料記載のないものの四通りである。井料負担は一反に付三斗三升の割合であるが、保有地全部に懸かる者と一部にしか懸からない者とがいる。表八は、侍衆、寺庵百姓別に井料の懸り方をまとめたものである。表によれば、井料負担は一般百姓に多く、寺庵・侍衆は井料引替か井料記載なしが多い。また、井料負

担の場合も、百姓は保有地全体が井料負担田である場合が多いののに対し、侍衆の場合は保有地の一部が井料負担をする場合が多い。このような井料負担の不均等はどうか考えたらいだろうか。井料は、仏神田関係や一部寺庵保有地には懸かっているが、これなどは井料負担の不均等とはほぼ同量と見なされた結果、差引ゼロとなって井料記載がないのではなかろうか。つまり、井料負担分と引替分とがほぼ同量と見なされた結果、差引ゼロとなって井料記載がないのではなかろうか。井料負担と引替とが両方出ている者の中には、井料負担分は算用に入れず引替分のみを算用に入れている例が見られるが、これなどは井料負担分+引替分に相当する井料を既に負担した場合ではないかと考える。井料引替や井料記載なしに寺庵や侍衆が多いのは、財力のある彼等が必要時に井料を立替えているからであり、井料負担に百姓が多いのは、立

替分井料の配分ではないだろうか。井料は必要時は侍衆・寺庵によって立替られ、秋収後それが全体に配分され百姓達にとって井料負担となると考える。井料は一部の有力者の負担ではなく全庄民の負担であったが、現実の負担形態における侍衆・寺庵と一般百姓との力量差は、彼等の用水管理利用における発言力の差となって反映したのではないだろうか。¹⁸

B 納入の実態

まず、本役がどの程度納入されたかを、分米地と比較しながら検討しよう。本役寺納の日付の最後は永正四年一月一日であり、ここではその時点までの納入量を問題とする。分米地では算用帳に記載されている限りでの分米の納入量を上げる。

本役合計は一〇五石余で、半済・井料引替を引いた納入すべき分¹⁹は五四石余であるが、これに対して寺納分は僅か三石九斗二升五合である。このような本役地の納入量は一月半としてもきわめて少いと考えるが、他の年と比較したらどうだろうか。永正年間（一五〇四～一五二二）の年貢取納状況は、上島氏の作成された表によると、永正六年から一七年まで、最高四四石七斗八升五合、最低一二石五斗三升二合であり、平均すると約二三石三斗程となる。この数字から見ると、永正四年の約四石というのは明らかに少い。これは、納入途中であることに加え、半済・細川政元権崩壊による政情不安によるところが大きいと考えられる。

文亀元年（一五〇一）以来永正四年に至る間の本役納入量は、庄地半減の混乱や永正元年からの半済で、永正四年とさほど変わらぬ、永正六年以後の数字を下まわるものであったと考える。永正六年以後はそれ以前と比較すれば若干の安定的取取が実現されたといえようが、それにしても、庄地半減前に比較すると、年貢高（本役合計）の半減は勿論、納入量の年貢高に対する割合でも、明応年間（四九二～一五〇一）の約半分から永正年間の約四分の一へと率の上で減少しているの²⁰であり、公文分没収が東寺の荘園支配衰退の大きな契機となったという上島氏の指摘通りである。そして、算用帳本役地の納入状況は、そのことを名請人毎に具体的に示しているといえる。

一方分米地では、分米合計は三二九石余で半済・公事米・藁を引いた公文方へ納入すべき分は一七三石である。これに対し公文方納は一三二石余にも及んでいる。^⑤このように、本役地と分米地の納入量は際立った差を示しているが、その理由は何であろうか。それは第一には本役地の東寺と分米地の給人側の強制力の差であろう。東寺の年貢催促のための武力は数人の公人であるが、これだけでは不十分で、後には武家に加勢として中間を申請う始末であった。^⑥第二に徴収者の寒川家光の立場の違いが考えられる。分米地はかつての公文保有地で寒川氏の拠点であったことに加え、分米地での寒川家光の地位は給人によって進退されており、納入促進が自らの地位の保全と利益に与るものであったから、当然家光は本役地より分米地の収納に尽力したであろう。第三に、名請人から見れば、分米納入を優先せざるをえないこととなり、本役寺納は滞る。分米の納入量の大きさと本役の納入量の小ささは表裏の関係にあったのではないだろうか。

このように種々の条件を含み本役地と分米地とで納入量に大きな差が出来ていることは、前節で見た如く、武家の新しい収奪体制、東寺の古い荘園制的収奪体制という支配収奪の質的な差に直ちにはつながらないが、両者の支配力の差を端的に示している。

未進の主体を比較しても、本役地と分米地とでは若干異っている。侍衆の未進は、本役地では全未進の約半分を占めるのに対し、分米地では四分の三を占めている。侍衆の保有地は本役地では全体の約六割弱、分米地では約五割であるから、この未進量は明らかに片寄っており、侍衆の未進は本役地よりも分米地で多いといえる。この点は侍衆と寒川家光の関係を示唆している。分米地に請地を持つことは、侍衆にとって直ちに寒川家光への経済的従属を意味するものではない。多くの侍衆は、その保有・経営の中心を本役地に置き、分米地においても家光から比較的自立的でありえたと考えられる。また、一五世紀から形成され、永正一三年（一五一六）の代官寒川家光排斥に至る家光と侍衆の政治的経済的競合関係も底流としてあったのではないだろうか。^⑦一方、百姓は分米地に保有・経営の根拠を置き、家光の従属下にあった者が多かったと考えられる。これらにより、本役地に比較して分米地における侍衆の未進大、百姓の未進小という事態が現出したと

考える。この事態は本役地と分米地の納入量の差から見れば副次的な問題であるが、寒川家光と侍衆・百姓の関係を反映したものとして留意しておく必要があるろう。

ところで、本役寺納は名請人毎に寺納の日付、量、請取の数が記されているのに対し、分米地ではただ納入量と納入先が記されているのみである。このような本役地寺納の詳細な記載と分米地での簡略な記載の違いは、寒川家光の収取への関与の度合の差を示すと考えられる。算用帳の算用部分は一々の納入をその都度書止めたものではなく、後に名請人毎に編集したものである。そのような帳簿に寺納の詳細な記載が必要だったのは、家光が個々の寺納請取によらなければ本役納入の掌握ができなかったからではないだろうか。一方、分米地では家光は直接収納にあたっており、恐らくその都度の詳細な控があり、従って算用帳ではそれらをまとめた簡略な記載で事足りたのではなからうか。永正四年のみの特例かどうかは不明だが、寺納の詳細な記載は、むしろ寒川家光がこの時の本役地収取に関与する度合が分米地に比べて浅かったことを示すのではないかと考えるのである。

次に、名請人の本役寺納状況に注目すると西方の寺納は次のようになっている。

八十三	十廿五	十廿五
一斗二升二合	一斗七升五合	三斗三升八合
十廿五	十廿五	
五升一合	三斗五升	六升二合
合一石九升八合	寺納請六	

西方の寺納は八月一三日と一〇月二五日との二日にわたって行われ、請取が六枚出された。一〇月二五日には五回も寺納が行われ、その各に対して請取が出されている。これは、寺納主体を西方と考えたらきわめて不自然な現象ではないだろうか。西方の保有地を耕作する複数の百姓が（西方も含みうる）、それぞれ西方分として直接に本役を寺納し、それぞれに請取が出されたと理解すべきであろう。上島氏は、加地子名主の本役寺納の場合「算用帳の帳面の上では、名主職所有者が本役を東寺に納めたことになっているが、実際は直接耕作者から寺納される場合が多かったのではないか」とされ、西

方の本役地については、大部分が庄内の農民に対する小作貸出地であったと推測されている^①。上島氏の指摘の通り、算用帳にあらわれない土地保有をめぐる諸関係は広汎に存在し、名請人と直接の寺納主体が異なる場合も十分想定できる。西方の寺納は、そのような諸関係の一端をのぞかせているのではないかと考えられる。

以上、本役地の納入の実態から、庄地半減後の東寺の庄支配の衰退が、以前とは勿論のこと、分米地と比較しても著しい収納低下となって現われていることを見た。また、寒川家光と名請人、名請人と耕作者の関係の一端を寺納記載の中から汲取ることができた。

本章では、分米地における武家給人の収取と、本役地における東寺の収取とを取上げ、検討した。武家給人の収取が東寺の収取を吸収し、東寺の収取が公文分没収によって動揺したという意味で、両者は互いに影響を与えていることは勿論であるが、そのような経緯とは別に、ある時点での横断面を示す算用帳を見る限りでも、特に納入量の面で両者は深く関連していた。算用帳には出ななかったが、損免等においても、両地は密接な関りを持ったと考える。寒川家光、侍衆、百姓の位置も、保有次元の違いを越えて、両地の間では微妙な違いを見せ、村落における複雑な諸関係を窺わせる。本役地・分米地はそれぞれ支配単位としては完結していても、上久世という共通の村落を基盤として両者の支配が展開しているからであり、両者の収取は対照されるのみならず、村落を媒介とした関係として考えられる必要がある。

① 上島氏前掲書第九章第一節。

② 上島氏前掲書四六二頁。

③ この観点を論じられたのが、大山喬平氏「日本中世の労働編成―灌漑と開発労働の場合―」（『日本史研究』五六 一九六一年）である。

加筆補訂されて「中世における灌漑と開発の労働編成」（『日本中世農村史の研究』所収 一九七八年）。

④ 宝月圭吾氏「中世灌漑史の研究」第六章（一九五〇年）。

⑤ 宝月氏前掲註④著書第四章第三節。黒川直則氏「京郊の庄園」（『京

都の歴史』3第三章第一節 一九六八年）。上島氏前掲書第六章第三節。

⑥ 大山氏は灌漑労働が一般に有償労働であり、井料の中心が人夫の食料であることを、上久世近郷の上野庄他の例で明確にされた（前掲書論文）。上久世でも、「名主代共井料を引替候」（『東寺』を三九四

上久世庄公文代寒川家光書状 文明一九年四月二三日。なお同文書については宝月氏前掲註④番一三五・一三六頁、大山氏前掲書二〇〇・二〇一頁参照）という事態が「酒直等之事引替」（東百を一〇五 上久世庄公文代寒川家光書状 長享二年四月一六日）とあり、井料の中

心が人夫に給する飯酒であったことがわかる。

⑦ 前掲註⑥の諸論考。

⑧ 黒川氏前掲論文、上島氏前掲書第六章第三節参照。

⑨ 大山氏前掲書二〇一頁。

⑩ 東百一〇四上 上久世庄木村彦太郎請文 康正元年二月七日。

⑪ 庄之井料について、上島氏は臨時の課役と規定された（前掲書三〇四・三〇五頁）。臨時の課役とは通常荘園領主等支配者側の賦課を意味する。庄之井料は東寺の課役だろうか。「諸公事臨時課役并庄之井料」（前掲註⑩文書）とあるように、庄之井料は臨時の課役ではない。

⑫ ところで、公文や沙汰人の要求により、名主に井料を負担させるようにという書下（東百ワ 鎮守引付 応永一〇年四月五日条）や折紙（東百ワ 鎮守引付 応永三四年六月二日条）を東寺が公文・沙汰人宛に出している例が見られる。しかし、この書下・折紙要求の主旨は、村落規制の直接に及ばない庄外加地子名主に対する庄之井料徴収を、東寺の容認のもとに、その権威を借りて行おうとするところであり、加地子の庄外流出による庄之井料負担原則の動揺に対する地下側の対応であって、東寺の井料賦課を示すものではない。この点は、文明二二年（一四八〇）に用水沙汰用途を諸名主に懸けた地下年寄のことによってさらにはっきりする。「諸名主之事他所計相懸、地下之輩ニハ不懸候、毎度地下人竹木等出之間、先例如此候、又公文名ナトニモ不懸候」（東百ね 鎮守引付 文明二二年二月二〇日条）と年寄は東寺に対して答えており、庄之井料を懸ける主体は地下側であることは明白である。

⑬ 宝月氏前掲註④書一四四〜一五一頁 久世庄井料下給表参照。

⑭ 前掲註⑬に同じ。

⑮ 井料引替分合計は七石六斗四升五合である。井料引替分は、本井料・牛瀬井料の定井料と臨時下行の井料から成っていると考えられる。

永正八年には本井料一石六斗五升、牛瀬井料一石であり（東百ね 鎮守引付 永正八年月日不詳条）、かつての真半分であることから、庄地半減後定井料も半減されたと考えられる。従って井料引替分七石六斗四升五合の内、定井料は二石六斗五升、臨時の下行井料は四石九斗五合である。通例下行井料は五石、七石などの整数であり、この場合五合の不足はあるものの、五石と考えてよいと思う。

⑯ 例えは、道淨分には四反分一石三斗二升とあり、弥五郎方では二反分六斗六升とある。

⑰ 伊勢譚田や東西頭田、庄鎮守の蔵王堂等が考えられる。

⑱ 寒川家光の井料徴収の範囲も問題となる。

⑲ 上島氏前掲書第六章第三節。

⑳ 分米地の井料について補足する。算用帳分米地には後述の二例を除いて井料は見られないが、それは分米地が井料と無関係なのではなく、分米地の名請人が正式の庄之井料負担者とはならないからであろう。分米地で井料記載のあるのは、岡方と谷次郎衛門方跡の二例である。岡方は下久世の有力侍衆であり、跡という点は問題だが、谷方も下久世侍衆であると考えられる。二例とも公文方納と半済分と井料の合計が分米と一致しており、井料は懸けられているのか分米から引かれたのか判断できない。本役地井料の反例三斗三升原則からもはずれており、二例の分米地井料と本役地井料の関係も不明である。

㉑ 井料は加えない。

㉒ 前掲書第四五表。

㉓ 上島氏前掲書第八章第三節参照。

㉔ 前掲註⑬に同じ。

㉕ 前掲書第九章第三節。

㉖ 分米部分のみである。公事本役部分の方が納入率は高い。

㉗ 永正八年には寒川家光の提言により細川高国中間を申請しており、

以後年貢催促の際の暴力装置としての中間申請は恒常化する。なお拙稿一八頁参照。

②⑦ 寒川家光の分米地での地位が本役地での地位に影響したことは、永正一三年、家光が公文分(分米地)代官職を罷免されると、東寺分(本役地)でも代官家光の排斥がなされたことよって知られる(東百ね鎮守引付 永正一三年一月二日条)。

②⑧ 政治的には対領主行動や村落結合の主専権をめぐって、経済的には村内剰余をめぐって競合関係にあった。

②⑨ 寺納は次表の如くである。

本役寺納状況

月・日	請取	寺納量
8.13	10	0.484
8.22	2	0.102
8.23	3	0.159
8.24	1	0.029
10.15	1	0.09
10.25	7	1.130
11.12	4	1.931
合計	28	3.925

③① 前掲書四七六頁。

むすびにかえて

上久世庄算用帳という一つの帳簿から、できる限り具体的に武家と東寺の収取、村落各層の動きを描こうと努めた。同帳の分析をもとにした武家と東寺の支配についての考察は、不十分ながら旧稿で果したのでここでは繰返さない。ただ、被官関係を楨杓として名主職以下の取込みをはかり、さらには荘園領主の支配までも否定して一円的な支配をめざすという、細川政権の京都近郊への勢力浸透の一コースが、分米地で確実に実を結んでいる点、東寺支配の衰退が、分米地と比較した本役地の納入量に如実に示されている点、また、両者の支配を通して、村落各層の動向が、納入量や井料等種々の点で微妙な差となって反映している点を、算用帳分析の中から改めて指摘したい。そして、武家分と東寺分は支配単位としては完結しているが、同一村落を基盤としており、そのことが支配者間のみならず被支配者を含めていかに影響を与えあうかを算用帳は明確に示している。

(京都大学研修員)

Manorial Village and Its Revenue in the *Sengoku* 戦国 Period

by

Michiko Tanaka

Kamikuzenosho Sanyocho 上久世庄算用帳 in the 4th year of *Eisho* 永正 (1507), a report on closing accounts of manor is important historical material. It shows two controls concretely, which shared one manor near Kyoto, *Kamikuzenosho* 上久世庄.

One of the controls is that by the lord of the manor, *Toji* 東寺 Temple which was in the period of decline. The other by *Buke-Kyumin* 武家給人 which was permeating his power through the manor.

By analyzing this manorial report I aimed to clarify the actual condition of revenue of both *Toji* Temple and *Buke-Kyumin*, and to examine the condition of peasants.

First of all I investigated the following questions; who wrote the report, when was it written and why? And I clarified the character of the report.

Secondly through analysis of the revenue I found the control of *Toji* Temple falling and that of *Buke-Kunin* growing. The revenue of the latter contained *Honnengu* 本年貢 and *Kuji* 公事 that belonged to the lord of the manor, and *Myosyu-Tokubun* 名主得分 en bloc. So it made a special form of revenue.

Finally I found some features of relation of the writer *Samukawa* 寒川氏 to *Samuraishu* 侍衆, *Hyakusho* 百姓 scattered in the report.

Shaibani Khan and the Town of Arquq

by

Toru Horikawa

Shaibani Khan captured in 1500 Samarqand, and in 1507 Herat. Contemporary writers of Central Asia gave a variety of explanations